

昭和三十年六月八日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 宮澤 胤男君

理事高橋 禎一君 理事江崎 眞澄君 理事森 三樹二君

理事田原 春次君

長井 源君 林 唯義君

保科善四郎君 眞崎 勝次君

栗山 博君 田中 正巳君

田村 元君 福井 順一君

船田 中君 西ヶ久保重光君

飛鳥田一雄君 石橋 政嗣君

矢尾喜三郎君

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

運輸大臣 三木 武夫君

國務大臣 川島正次郎君

出席府政委員

總理府事務官(行政管理局管理部長) 岡部 史郎君

文部事務官(大

學務局長) 稲田 清助君

文部事務官(社

會教育局長) 寺中 作雄君

運輸事務官(大臣官房長) 山内 公猷君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房人事課長) 清水 康平君

文部事務官(大臣官房総務課長) 田中 彰君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

六月六日

千葉県成東町の地域給引上げの請願(千葉三郎君紹介)(第一八二四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員の補欠選任

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

○宮澤委員長 これより會議を開きます。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けま

す。田中正巳君。

○田中(正)委員 前回大臣にも質疑を申し上げましたが、その締めくくりに若干続行したいと思ひます。

このたびの行政機關職員定員法の改正案を見ますと、従来民主党が申しておったこの問題についての考え方とどうして多少違ふように思ふ。民主党は、前回申し上げました通り、かねて結党当時よりあるいは選挙公約を通じて、行政機構につきましても根本的な改革を加える、簡素合理化をはかるというふうなことを再三にわたって天下に御聲明になつていたように聞いておりますし、またその記録も私の手元にございますが、このたびのを拝見いたしますと、どうしてもそういうような思想が貫かれていないように

思ひます。一言にして申しますれば、各官庁の要求をそのままのみにしたような格好の改正案であるように私は思うのであります。従ひまして、この法案とかねての民主党の考え方と一体どういふ関係があるか、またその後においてお考えがもし変わったならば、どういふ見地からであるか、その点を一応御説明願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 行政機構の改革につきましては、前回も申し上げたのです。合理的簡素化をいたすことは常に必要でありまして、今回いろいろ提案しましたのも、みなその線に沿つてやつたのであります。各主務官庁の意向をそのまゝのみにして提案したことには決してございませぬ。相當に押さへべきものは押さへておるのであります。民主党内閣として行政機構のどういふ改革をするかというところはつきり打ち出したことではないと私は考えるのであります。民主党の公約は別といたしまして、今日政府として行政機構を根本的に改革する考えは持つております。ただ公務員制度というものは、現在の実情に合わない点が多いのであります。これは自由党内閣時代から引き続いてやつておるのであります。が、内閣の中に公務員制度調査会を設けまして、公務員制度を根本的に直すという操作はずつと引き続いてやつております。調査会の答申も近く出るはずでありますからして、その答申を見まして、公務員制度を根本的に直すことはいたしたいと考えております。

けれども、行政制度全般にわたつて改革するという考えは今持つております。○田中(正)委員 行政機構一般について根本的に改革をしようというお氣持がないというふうな今御説明がございしましたが、私どもの拝見する資料によれば、これは選挙公約集でございします。現行の行政機構は、占領下著しく膨大複雑化し、そのため国費は増大して國民負担は加重の一途を辿り、云々と書いてあるのであります。しこうしてその末尾には「われわれはこの行政機關を国力相應のものに簡素能率化するた

め行政機構に根本的な改革をはかるとともに、信實必固により、官界の肅正を断行する」というのであります。従ひまして、私どもは民主党が政権をお取りになった時においては、当然行政機構を根本的に改革なさるものと考へておつた。しかしどうもこの改正案を拝見いたしましたましても、またたいたいまの長官の御発言によつても、この趣旨とは若干違ふように存するのであります。御承知の通り行政機構にはいろいろ問題があります。人員の点もいろいろあると思ひます。「著しく膨大複雑化し、そのため国費は増大して」云々というところは、公務員に対する人件費その他の問題をさすものと私は了解しております。さすればこの方面からあるいは今後定員の一その削減と申しますか、こゝういったようなことも予定しておつたのではなからうかというふうな考えております。従ひまし

て、前回も若干御説明がありました。が、一体政府は再度定員の削減を試みるつもりがあるかないか。いま一つは、後段の行政機構の改革でございします。つまり特にやかましいところの共

管事項の問題、縦横の共管事項の問題であります。かねてより起債の問題であるとか、水道の問題であるとか、砂防の問題とか、いろいろあります。またこれらの問題は沿革が深いといふので、その根本的な改革がなかなか困難だといふことも私は知つておりますが、最近の行き方を見ますと、最近問題になつてゐるところの原子力の問題であるとか、あるいは失業対策の問題であるとか移民の問題であるとかにおきまして、さらにこの共管の問題の萌芽が今や發生しつつあるように思ふのであります。原子力の問題につきましては現在の経済審議院でありますとか、あるいは通産省、また新聞等に伝えられるところによりますと、外務省の国際協力局にもまたこれについて

の担当を持つという考えもあるようでありまして、従ひまして今後これらの問題がまた共管の種をまくような格好になる。従つてこゝういったような問題

は、今日よほど慎重にしかも決然たる態度をもつて臨まなければ、今後の共管事項の根をはやすことになる。従つて今日これらの問題について相当慎重にやつていただきたいというのが私らの考えです。それはともあれ、今日まで國民が非常に迷惑しておつた従来から

の共管事務の問題というものに、政

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府第一類第一号 内閣委員會議録第十九号 昭和三十年六月八日

府は清新にして強力なる政府という銘を打っているのでありますから、一日も早く手がけていただきたいと思うのであります。一体それらの御用意が、ありますかどうか。また先ほど聞きました、調査会、審議会等いろいろな委嘱をしていくのであります。これは長官の諮問機関であります。従って長官がこれに対して特別な指示を与えることがあるかどうか。ただ慢然と審議会あるいは調査会にやらしておるか、政府としては特別な指導監督をしておるかどうか、これらについて御説明を願いたいと思うのであります。

○川島國務大臣 人員を整理するかどうかという問題につきましては、ただいま行政整理の意味において人員を縮小しようという考えは持っておりません。これは前会申し上げたのですが、昨年から今年にかけて二カ年計画で六万人の整理を計画しまして、大体これは今年で完了する予定になっておりますので、それ以上公務員を整理の意味において減らすということは考えておりませんが、機構の改革につれて自然に増減することはあり得ることです。その点は御了解願っておきます。先ほども申し上げた通り、現在の機構は占領下に作られた機構が多いのでありまして、今日の実情に合わない点もあらうと思っております。これを一挙に根本的に改革するということは、ただいまのところでは考えていないのであります。必要に応じてこれを徐々に改革していくと考えております。その一端を今国会にも提案いたしたわけでありまして、お説の通り、現在の行政機構全体にわたって再検討して改

革をしなければならぬという必要性もあるのではないかと、この点を私も痛感いたします。その点は田中さんの御意見も参酌してこれからよく考えてみます。

共管の問題であります。これは閣議等においてもしばしば問題になるのであります。ただいま御指摘の原子力の問題、移民事務の問題などもその一例であります。これは閣議において調整をしまして、適当に落ちつくところに落ちつかせております。移民事務にしまして、これは農林省、労働省、運輸省などいづれも関係がありますが、結局これは外務省の主管事務にいたしまして、外務省に移住局を置くというようにいたしたわけでありまして、その他共管等で各省が争う場合には、閣議におきましては、関係関係を除いて全く関係のない関係で裁定して、それに従わせるといふような方法を現在はおとっておりまして、比較的に満に進捗いたしております。

今田中さんの御質問のうち一番大きな問題は、行政機構の根本的改革であります。この点につきましては、お話しはまことにごもっともであります。かといって、一応どういふふうにしただいというのを新しく考えてみますか、御了承願っております。

○田中(正)委員 お話によりまして大體考え方はわかりましたが、かねてより民主憲法はこの問題を強力に打ち出しておるのであります。従いましてこれに対して国民は非常に期待をしておつた。私もその考えであります。しかし現在大臣の御説明によりまして、さういふ感じがなきにしもあらずであります。かようなこ

とはまことに遺憾であります。私は国民が、一日も早くこの行政機構を簡素化し、国民の負担を軽減していただきたいというふうに念願しているものと信じてやみません。従って一日も早くこれらの問題を、強力に勇氣を持って取り上げられんことを切に要望いたしまして、私の質疑を終ります。

○宮澤委員長 石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 大臣に一点だけお伺いしまして、あとは政府委員の方に質問いたしたいと思つております。

前会の私の質問に対して、今回の整理、特に年次計画によつて整理される部面については指名退職制度というものを適用される、これは昨年の臨時命令制度と異なつてあくまでも任意一本やりでやるのだ、こういうお話でございましたが、もし本人の申し出に基いていゆる任意の形でやられる場合には、この方法によつて定められただけの人員を指示し、指名退職制度の適用を受けさせるに至らなかつた、結局それだけの希望者の申し出がなかつたという場合にはどうなるつもりか、この点を承わつておきたいと思つております。

○川島國務大臣 私どもとしては、制度的に扱っているものであります。もし指名制度のもとに予定の人員の希望者がなかつた場合にどうするかという御質問に対しては、これは一応主管大臣の方から説明をするようにいたさせます。私の扱つております行政管理局といたしましては、制度としては指名制度を採用したい、こう考えて御審議を願つておるわけでありまして、石橋(政)委員 長官のそういう答弁でございまして、この点は各省の責

任のある大臣に後日質問いたしたいと思つております。それで政府委員の方にお尋ねいたしますが、この間あとで詳しくいふことでございまして、本年度の整理に当つては、実質的な出血といひますか、そういうようなものは年次計画でやられる者以外にはないのですか。ほとんど配置転換でやられるのだといふことを言われておりました。その配置転換の細部の計画といたつたようなものについてあとで説明するといふことでございまして、本席で詳しく説明していただきたいと思つております。

○岡部政府委員 石橋委員にお答え申し上げます。このたびの定員法の改正におきましては、職員の増減は、合せまして結局四千八百四十四人の増加に相なるわけでありまして、その内訳といたしましては、各省個々に見ますと、それぞれ定員の増減があるわけでございまして、各省間における増減につきましては、それぞれ各省の内部におきまして配置転換が可能の予定になっております。そのうちのおもなものとして、たいてい申しますと、郵政省におきましては、電電公社の直轄による委託電話業務の減少に伴う四百人の減員がございまして、これは身分をそのまま電電公社の方に持つて参りますので、これも心配ございせん。それからもう一つ大きなものは建設省の營繕関係の技官二百二十名の減員であります。これはことしの十一月、来年の一月、来年の三月三十一日までの三段階に分けて、二百二十人を減らし、いくわけでありまして、これは業務量の減少に応じて逐次減らして参る。これらの職員につきましては、内部の配

置転換によるほか、日本住宅公団に吸収するという予定で建設省と打ち合せをしておりますので、この点も私も私どもといたしましては配置転換に何らの困難を来さないと。ことに住宅建設関係に従事いたします營繕関係の職員といふものは、国全体としても数がきまつておりますので、これらの職員を適当なところに吸収するということは困難でないと思つております。それから大蔵省では六百八十人のしやし織維品消費税関係に伴う減員がございまして、これは昨年から定員をとめおきましたので、ノミナルなものでございまして、心配はございせん。その他は全部省内において配置転換が可能でございまして、

○田原委員 ちょっと関連して……。この点が実はわれわれの心配するところなんです。今の政府委員の答弁では各省内ごとの配置転換を言つておられますが、私が行政管理局にお尋ねしたいのは、もう少し他省にまたがって総合的な配置転換をするならば、ある一省で減員しても他の省で補充するということになって、非常にやりやすいのではないかと。もちろん技術の面とか俸給の面とかでいろいろでございまして、これはわかりません。従つて、なかなか予定通りにはいかないと思つて、さういふ場合、できるなら各省内の配置転換について協議会のごときものを行政管理局の中に作つて、技術の修練とか住宅の問題とかを勘案し、たとえば東京から札幌に転動しなければならぬといふこともあるのですから、さういふような総合的な立場から、各中央主管庁の事務の増減による人事の配置転換といふことを行政管理局で勧告いたし

ていくならば、もつとスムーズにやれるのではないかと。とにかく今のよう各省ごとにまとめた転換案を持ってきただけからといって、それをそのまま取り次ぐというのでは意味をなさないと思うのです。これに対する大臣の見解を聞かせていただきたい。

○川島國務大臣 今の田原さんの御質問まことにございまして、一方増員するといふような話はないわけでありまして、できるならば各省間の配置転換をやつてスムーズにやることが当然であります。ただ御指摘のように、従来の行きがかりや技術その他の面において、いろいろ支障のあることは当然でありますけれども、できるだけそれを排除しまして、配置転換をやることはぜひ必要でありまして、これにつきましては内閣に配置転換本部というものがございまして、内閣でもつてこれを一元的にやつていくわけでありまして、御心配のことは私も考えておるのであります、内閣でもつてこれを推進いたしておりますから御了解願います。

○田原委員 しかばその内閣にある配置転換本部を有効適切に運用されるよう、一つ長官にそういう努力をされるんことを希望しておきます。

○川島國務大臣 ごもつともな御注文でありまして、官房長官にもよく御趣旨を伝達しておきます。

○宮澤委員 本案に対する質疑はしばらく後刻に譲ることいたします。

○宮澤委員長 次に運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題として、これより質疑に入ります。田原春次君。

○田原委員 この機会に運輸大臣に以下数点の問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。第一は自動車関係、第二は鉄道の新線関係、第三は運輸省の配置転換、減員等の問題であります。第四は国鉄関係のベースアップの問題であります。

第一の自動車関係であります。これは自動車車体検査法というものがあつて非常に厳格にやる反面、廃車が非常に多くなつてゐる。従つて日本ではこの自動車の保有数が増えることができない。しかしこれは外観はいかにもしれぬが、そのかわり廃車がなくなるので結局一台当りの自動車の価格が上つてくるということになる。運輸大臣も御承知の通り、アメリカではタクシーは非常に厳格にやるけれども、個人の、ことに学生あたりがどんなぼろ車を持つていようと、個人の所有権を尊重するから、そうした乗用車に対する車体検査というものをやつていないわけなんです。だから日本のような自動車の少い、しかも人口の多いところでは、なおさら個人がどんな形の自動車を持とうと、またどんなに悪い自動車を持とうと自由にするということにすれば、私はもう少し自動車の価格というものは下つてくるのではないかと思ふ。そこで将来において営業用自動車車体検査法という法律を作つて、営業用の自動車に対してはこれはお客さんが乗つていくのにこれは困りますから、規定通りの検査をする。そしてそういう法律を作れば営業にあつた個人はいかなる自動車を使つても全く自由になる、こういうことによつて一台当りの自動車の価格も下つてくる。そ

ういう用意をすべきであると思うが、大臣はどういうお考えを持っておられるか。

○三木國務大臣 田原さんも御承知のように、アメリカのような場合は交通が単純です。日本の場合は人口が多い上に、リヤカーがあり、自転車があり、歩いておる人があり、非常に複雑な交通形態になつておるものですが、安全の見地をアメリカよりも日本ではもつと神経過敏に考える必要がある。アメリカのようにもうハイウェイを通つておるのは自動車だけというならいいのですが、日本の場合は、いろいろ複雑な交通の形態になつておるから、安全の見地から自家用の人たちも車二台検査をしないといふわけにはいかないと思ふ。しかしお話をしよう、営業用と自家用とは少し区別をして考えたかどうかというところは検討をいたす余地があると思ひます。今は営業用には時間を短縮して、車二台検査の期間が短かい、自家用はそれよりも長いということ、内容については両方とも厳格にやつておるわけでありまして、これを期間だけでなしに、もう少し区別をつけたいかどうかというところは検討いたしますが、アメリカのようになつてはいかない。日本はアメリカよりもやはり交通の安全という見地を相当厳重に考えなければならぬ、こう私は考えておるのでございます。

○田原委員 その点は議論になります。日本といへども別に衝突して死のうという考えで運転する者はだれもいないと思ひます。しかしこれは、個人に幾らか貯金をして自動車も買えて運転できるという楽しみを与えるのには、もう少し個人の運転規則をゆるめて、安く買えるようにしたらどうかと思ふ。しかしこれはこの程度にしておきます。

次には、この内閣の一枚看板でありました官庁用の外車を國産車に切りかえるという問題、これははなはだしく言われたが、その後何ら実行してない。大臣その他外車に乗ると気持ちいいものですか、ついで何となくはなしにわさの消えるのを待つておるのではないかと。笑。しかし私は何もトラクに乗れとは言わないが、日本の國産車も五、六種できておりまして乗れないことはない。幾らかクッションが悪いという程度です。そこで、あらためて運輸大臣から閣議にかけて、中央官庁の乗用自動車、国会の乗用自動車並びに裁判所等の乗用自動車は外車の購入を一切やめる、なお現在持つておる外車一台をダットサンとかプリンスとかトヨペット等の日本車二台に取りかえる、こういうこととして日本にも自動車があるということを知らせなければいかぬ。そのためには天皇陛下のお車も和製車にしなければいかぬ。第一東京都内に一時間七十キロで走る場所はありません。せいぜい二十キロから四十キロです。これなら日本車でも十分に乗れます。また國産車が悪ければ悪いだけに、大臣やその他の人が國産車に乗る機会を多く持たなければいかぬと思ふ。これは、私外国の友人が来てよく皮肉られるが、君のころは日本車があるというのにみな外車ばかり乗つてゐるじゃないかと言われのです。そこで國費をもつて購入する一般乗用車は、みな國産車にすべしという意見を持つてゐる。この点では通産省

と運輸省と意見が違つておる。通産省は國産奨励の上から、運輸省の方は外車輸入の上から突つぱつてゐる。いろいろ理屈はあるけれども、最小限度官庁用の自動車は、全部國産車にしつてほしい。民間あるいはタクシー等の外車は自由です。その点では言ひません。そこでまず三木運輸大臣自身、運輸省の車は全部國産車に取りかえる。このくらいやつたら、さすがに運輸大臣三木武夫は偉い、笑。笑。閣内でも次の総理大臣の有力な候補者になる。このことはこまかい問題であります。このことは、議員から決議案を出したりなんかするのではなく、行政措置でできると思ふ。がんばつてもらいたい。果して三木運輸大臣はあくまで外車崇拜であるか、國産車愛護の気持を持つてゐるか、この見解を一つ聞いておきたい。

○三木國務大臣 私は、運輸省が今後購入すべき新車は全部國産車にしなければならぬということを厳重に申し渡してございまして。また閣議においても、他の省も新しく購入する自動車は全部國産車にするという申し合せもできておりますが、田原さんの御指摘の、今の外車をみな売り払つて、そして國産車に全部かえてしまふということでは、今後新しく購入する車について、閣議でも申し合せをしたわけでありまして。私が運輸省に言つてあるのも、そうでございまして、今官庁で使つておるのはほとんど外車であります。今後新しく購入する車は、國産車に切りかえていくというくらいな——お氣持はわかりますが、これはいろいろ予算もありまして、外車を売れば金が出る

じゃないかというお話もあるでしょうが、今後新車を購入する場合は、国産車に切りかえるというところが、まずまず妥当なところではないか、こう考えるのでございます。

○田原委員 はなはだ不徹底のようですが、まあこの内閣でやれそうなのはその程度だと思ひます。第一はその程度の申し合せを実行する。続いて私の言うように国産車に取りかえていくということが望ましいと思ひます。これはこれで打ち切ります。

次は新鉄道の問題であります。鉄

道審議会には国会からも政府からも委員が出ております。鉄道当局が積極的で、新線の建設をしても、実行していかない。主たる理由は、金がないということです。ところが鉄道の線というのは、これは経済の動脈なんです。金がかかたからといって、物を輸送できれば、国全体としてはそれで便利になる。これも今年はかなり消極的に減つてきておるうちに聞いております。たとえば福岡県で、石炭の生産地から若松の港に出す線が非常に輻湊しておるために、別に苅田という港との間に、上山田、川崎線ですか、名前ははっきりしませんが、これは二十七年に可決したけれども、実行しない。今年も鉄道審議会でもやつたけれども、路線の拡張、新設を必要とするにつれて、通産省あたりは石炭関係が積極的であるが、運輸省は消極的である。どうしてそういうことになるのですか。今度のように一夜にして二百十五億もひねり出す妙手があるなら、せめて鉄道くらいはこの機会にこういう予算の組み合せのときにやるべきじゃないか。もし政府の一兆円予算のワケで

だめだとすれば、これこそ鉄道公債というふうな、何かかわるべき方法を考へてやるべきじゃないかと思ふ。ちつとも着手してないために、かえって民主党はだめだというふうなことになる。だから実行する積極性を持つ意味におきまして、鉄道審議会に出ます新線要望の声は、北海道にもあります、中部地方にもあります、全部これを実行に移す、そのための難点は政治力で解決してもらいたい。そういう問題についてのお考えを聞いておきたい。

○三木国務大臣 一昨年であります。たか、鉄道建設審議会でも三十線の新線を決定した。そしてすでに七線が完了して、二十三線の、北海道から九州まで全網的な新線の計画が鉄道建設審議会でも決定を見たわけでありまして。その二十三線について一体予算の裏付があるかという、予算の裏付が伴っていない。しかし二十三線の新線をやるということは審議会でも通り、また運輸大臣もそのようにきめまして、各地で盛大な祝賀会も行われて、鉄道の開通をみな非常に待ちわびている。しかし予算は幾らつくかという、自由党内閣の時代においても二十五億、それで補正をしてようやく三十億、この内閣でももう少し鉄道建設の予算を取って、私はこの残っている二十三線を早急に片づけた。これは運輸大臣としては前の内閣の遺産相続を受けているようなもので、ほかの新線をやりたくても、この二十三線があるために、予算が取れないとなかなかこの二十三線というものは片づかない。こういうことで非常に予算が少いたために、二十三線も、全部ではございませんが、そのう

ちのある線をようやく細々と工事を続けていつていくという状態で、今御質問の中にもありました、今後の新線建設というものは、予算がこのような状態であるとなかなか進みませんから、何かやはり構想を新たに新線というものを考へていくことが必要だ、こう私も考へております。それで新線建設というものを対しては、少し考えを新たにこれを処理するといふようなことで検討を加えておるのでございます。

御指摘の川崎線につきましては、石炭の合理化の上からいってもこれは必要な線であるといふことは、われわれも全く自覚のと同意見でございます。しかしこの川崎線を手をつけるためには、すでに二十三線という未成線があるわけですから、この中に川崎線を入れまないと、今年度の鉄道建設の予算を使うわけにいかないわけですね。川崎線に対してこれを建設すべしという世論も非常に起つておりますし、政府内部においても、川崎線はやるべきであるといふ非常に強い意見がございますので、近く鉄道建設審議会を開きますので、そうして川崎線の問題を建設審議会に付議したい。どうしても政党内閣のときに、建設審議会の意見を尊重して鉄道の新線を決定いたしました。と、いろいろな弊害が起つてくるものから、どうしても鉄道建設審議会がその必要を認めるということではないと、この問題は解決をしない。また今までも鉄道建設審議会の意見を尊重して新線をやってきているのですから、この鉄道建設審議会に川崎線の問題も付議したいと私は考へているのでございます。

○田原委員 次は運輸省の港務現場職員の減員の問題に対する対策を聞きたいと思ふ。問題は舞鶴、佐世保、下関等、数カ所にわたります。事業縮小が何かに伴ひまして、現場の技官級以下のもので減首される予定の通告を受けておりました。これが非常な不安を各家庭に与えております。その数は多くはありません。そこで先ほど川島自治庁長官に聞いたのもそういう意味です。一定の技術を持っていますものは、その技術を生かすために、他省の方にも渡りをつけた総合的な配置転換でないと困るわけですね。港務作業に詳しい人はほかの仕事に変えてはなりません。そういうことで大へん心配している。陳情を受けております。それで至急にこの問題については、こまかい問題はまたあとでお尋ねする機会もあるかと思ひますが、全般として見まして、運輸省で減員しないような建前から配置転換を省内もしくは他省に交渉していく方針を進めてもらいたい。これに対する大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 港務労働者はやはり特殊な労働者であつて、今田原さんの御指摘になつたのは非常勤の人だと思ひます。常勤をしておる港務労働者が仕事がないということはありません。今年度の予算の規模で常勤労働者は仕事が続くわけですね。しかしずっと続いて働いておるのですけれども、雇用契約としては一カ月ぐらいの短期で働いておる非常勤の労働者があるわけですね。この人たちが問題でありまして。予算も今度五億円港務の予算がふえたのですけれども、しかし全体としては必ずしも満足する予算ではございませんので、地方の港務の仕事委託いたしますとか、あるいはどうしてもいけない場合には配置転換等をして非常勤の労働者にも多数の失業者を出さないような最善の方法を講じたい、こう考へておる次第であります。

○田原委員 この点についてはなお私の方も調べて、正確な点についての質問はあらためていたしたいと思ひます。

次は国鉄職員のベース・アップの問題ですが、これはどういふふうになっているのか、今後どういふふうにするのか、大臣の方針を聞いておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 国鉄の方から私のところに国鉄のベース・アップの問題で新しい要求が起つておるといふ報告はまだ受けておりません。

○田原委員 夏季手当の問題については……

○三木国務大臣 夏季手当の問題についてはいろいろ私自身が労働組合の代表者とも会いましたが、ベース・アップの問題は一週間ぐらい前に会つたときにも言ひませんでした。夏季手当につきましては、これは公務員、公共企業体全体といたして、政府の方でこの夏季手当の問題について今検討を加えておるわけですね。ばらばらになつてくるとこれは問題が起つて参りますので、統一した夏季手当に対する政府の処置をいたしたいということ、ただいま官房長官と給与問題の担当大臣であります大久保国務大臣が中心になつて検討を加えておるわけでありまして、近く結論が出るものと思ひます。

○田原委員 夏季手当の問題について

は、われわれの方からも単独臨時立法として〇・二五の問題も出してあるし、それからこれが通らぬ場合を想定して予算が通ったならば暮れの手当の中から繰り上げ支給のやり方ができないかという両方の線で官房長官と会見しておるわけです。この機会に、運輸省関係としては鉄道も含めて非常に多いからはずきりした大臣の方針を聞かしてもらいたい。むろん相当の予算を伴うことは承知の上であります、この検出方法なり、またいつごろまでに政府の態度がきまるのか。きょうはすでに六月八日でありまして、大体からいえば、民間会社は六月十四、五日までに一応支給されるわけで、すでに支給されたところもあります。毎年の恒例でいつもごたごたしなければならぬというのはよろしくない。この内閣としては初めての夏季手当並びに勤勉手当に対する態度でありますから、ぜひ本月中旬までに確たる方針をきめてもらいたいが、なおまた〇・二五を確実に当然出すべきものと思うが、いつごろまでにきめるかという大臣の見解をこの機会に明らかにしてもらいた

い。

〇三木國務大臣 〇・二五の問題は予算が伴うものでございまして、これは内閣全体の問題で、運輸省だけで解決できるという問題でございませんで、この処置は政府に一任をしてあるという状態でありまして。大体いつごろまでに結論が出るかということは、田原さんも十五日ごろまでには結論を出すようにというお話でございましたが、できるだけそういう御希望に沿うように努力したいと考えております。

〇田原委員 まだ多少ありますけれども、いずれ他の機会に譲ることになったとして、きょうの質問はこれで打ち切っておきます。

〇宮澤委員長 ほかに御質疑はありますか。なければこれにて本案に対する質疑は終了いたしました。

〇宮澤委員長 次に文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

〔委員長退席、高橋（順）委員長代理着席〕

〇高橋（順）委員長代理 西ヶ久保重光君。

〇西ヶ久保委員 文部大臣にちよつとお尋ねしたいことがあるのです。きょうの議題とはちよつとかわりますけれども、ぜひこの際お聞きしたいのでございまして。申しますのは、全国にありまして大学の附属学校であります。特に小、中学校が老朽になりまして非常に困難を来しておるのであります。先般、大学の、特に病院等を中心とした校舎その他に鉄筋にやりかえるというような新聞発表を拝見いたしました。が、この附属学校の施設に対して新築とか、思い切った改築等の御用意があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

〇松村國務大臣 それでは、事務的なことをまず大学局長から申し上げまして、あと私が補足することにいたします。

〇稲田政府委員 ただいまの点でございしますが、付属学校につきましては非常に老朽校舎の多いことも承知いたしております。この点心痛いたしておりますのでございしますが、文部省所管の各

学校につきましては、戦災復旧がまだ完全に直らないという程度でございまして、ようやく本年に至りまして、大学本校の老朽校舎の一部に着手するといふような状態でございます。

〇西ヶ久保委員 問題は少し具体的にありますが、実は私は群馬大学の付属学校に關係しておりますが、学校当局が校舎を改築、新築すると文部省に陳情してあるし、相当話が進んでおる。そこで問題は、地元負担が問題になりまして、今から父兄が地元負担金の積み立てをしなければならぬということ、現にPTAが、いわゆる校舎新築のために地元負担金用意として月額一人当たり百円の積み立てをしておる。このことは、おそらく全国的な傾向だと思ふのでありますが、見通しがあつてやることか、文部省当局が何かさういつた示唆を学校当局に与えてやつたのか、あるいは学校が独自でやつたのか、あるいは学校が与えなければ見通しがありましようし、全然示唆がないならば、これは学校当局の非常な行き過ぎだと思ふのであります。それでなくても付属学校は教育費の負担が過重でありまして、さういふ点非常に遺憾と考へておりますので、この点に対するはつきりした見解を承わりたい。

〇稲田政府委員 一般に国立学校の施設でございまして、これは国費をもつて建てることから、これは国費をもつて建てることと建前でございます。私どもも緩急前後の順序を考えまして漸次国費をもつて実現する計画を持っております。ところが、この地方において、その学校に特別に関心を持っております方が、あるいは資料を

集め、あるいは地方費によつて寄付をするから、順序を狂わせて早く国費を注ぎ込んで同時に建ててもらいたいといふような、申し入れのある場合がよくあるものであります。これらの場合といえども、国の方の立場から寄付を求めましたり、あるいはさういふ計画を最初から寄付に依存するといふようなことで出発することはありまじんで、たし、今の場合もさういふ事実はないことを考へる次第でございます。

〇西ヶ久保委員 しかれば、付属学校校舎の新築等の予定は全然ないといふふうに了解してよいのでありまじようか、あるいはここ数年内には付属学校も鉄筋等の恒久資料をもつて新築される見通しがあるかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

〇松村國務大臣 詳しいことは稲田君からお答えをいたさしますが、私どもは計画として持つておりますことは、義務教育の老朽校舎等も大体のめどを持つてやつておるわけです。三年ないし四年の間に全国の老朽校舎を一応解消したい、こういう考へを持つております。もちろん大学の付属高等学校だとか中学校あたり、大学それ自身のあれもやはり年度の考へて、これらの整備を期したいと考へまして、実はこれを経済六年計画の中に織り込みたいと思ひまして、私は、高橋長官にも、一つ計画的にこれを織り込んでくれないか、生産面でなく消費面であるけれども、これはどうあつてもやはりあの経済計画のうちに組み入れて考へるべきだと思ふという話をいたしました。長官の了解は得てあるわけです。これを事務的に移して、どういふ形に現われるかといふことを直ちに折衝をいたし

て、次の年度から具現をいたしたい、こういうふうには私は考へ、その方針で処理をいたしておるわけでありまして。

〇西ヶ久保委員 稲田局長から具体的にお願ひいたします。

〇稲田政府委員 ただいま直ちに実施し得るかという御質問につきましましては、他の予定いたしております計画の実施、これがいろいろ変つて参ることがあると思ひますが、それらと関連いたしまして、なるべく早い機会に実施し得るよう研究いたしたいと思つております。

〇西ヶ久保委員 お願ひしたいことは、地方にありまして、非常な操縦感測なり、あるいは文部省の、それはどんな下級の仕事をしつらつしやる方でも責任はあるわけですが、ちよつとした言葉によつて、関係者なり父兄といふものは非常に動揺いたしまして、思わぬ結果を来したのでございまして。私ども国家の財政の状況をよく知っておりまして、御無理は申し上げませんが、たださういふことで教育上いろいろの問題を起したり、あるいは父兄によけいな負担等のかからないように、適切な処置をぜひ願ひしたいと思ひます。これで私の質問を終ります。よろしくお願ひいたします。

〇高橋（順）委員長代理 田原君。

〇田原委員 私は、この機会に、文部行政について、特に松村文部大臣に二、三お伺いしたいと思ひます。松村文部大臣は党内で重きをなし、副総理級で入つておると思ひます。さうしますと、重きをなしているのだから、文部行政の中においても、自然予算の獲得、制度の改廃等について一生懸命なさねばならぬと思ひます。その意味

でお尋ねしますから、大臣の教育行政に対する施政方針をやるつもりでやっ
てもらいたいと思います。

項目は数項目あります。第一は、官
立学校の地方分散とでもいうような問
題であります。御承知のように、東京
に国立の大学が十数校ありまして、地
方に七十数校あるわけですが、教授が
地方に行かないというようなこと、そ
れから地方の学校は歴史が浅いとい
うこと、従って卒業生が少なくて、卒業生
の就職の便利が悪いということ、いろ
いろな原因がありまして、同じ国立大
学に入るにしても、中央の大学にのみ
特に志願者が多いという傾向になっ
ておることは御承知の通りであります。

地方の父兄からいいますと、理想をい
えば、自宅から通学できる区域に国立
大学があつてほしいが、それが非常に
少いのです。また、地方にあります現
在の大学も、設置科目が少なくてその要
望に応じられない。こういう点から、
みな東京に集まるわけですから、こ
ろが、諸外国の国立大学の配置を見ま
すと、むしろあべこべになつておつて、
地方の大都市に国立大学があつて、中
央の大都市には少い。これはイギリス
ばかり、アメリカばかり。このこと
は、およそ官立大学、国費でもって経
営する大学というものは、国費でなけ
れば研究できないような科目か、あ
るいは国立大学でなければ存在し得な
いような地域でなければならぬと思
う。原則としてはそうでしょう。すな
わち天文学などは私学ではできないか
ら、国立大学でやるのは当然だろうと
思う。それから大都会ならば学生の数
が多いから、私学でも経営が案である
が、小さな町ではそれはできません。

こういう意味で、現在東京にあります
東京大学、あるいは東京工業大学、あ
るいは東京教育大学、あるいは一橋大
学、こういうような大学が東京に集中
しております。みな一流の大学です。
ところが、同じ税金でやっておりますが
ら、東京大学の工学部の卒業生と東京
工業大学の卒業生は、卒業後就職戦
線においておのおの激しい派閥抗争を
しておる。あるいは、東京大学文学部
の卒業生と、東京文理大学で、教
育大学で、卒後就職で非常に対立し
ておる。はなはだしきは、東京大学医
学部卒業生と、東京医科大学の卒
業生が就職戦線で対立している。国家
の費用で子弟を教育するのに、同じ市
内に共通する科目の学部を二つ以上
持つておるといふことは、まことに天
下の珍だと思ふ。反面、札幌であると
か仙台とかの大学は歴史もあるから別
だが、それ以外に、あるいは高知であ
りますとか、あるいは青森であります
とか、あるいは山形であるとか、ある
いは富山であるとかいふように、地方
にできております国立大学では、図書
館の図書数さえ少いといふことであ
る。これは非常に大きい問題です。か
ら、容易なことではまともでないかも
しれません。せつかくあなたが大臣
になつておられるのだから、これに対
する一つの大方針をきめたらどうか、その
時期ではないかと私は思ふのでありま
す。東京の国立諸大学の学部を適宜地
方の大学に配置転換あるいは分属せし
めていったらどうか。そうして、国立
大学とは地方におつても学べるもので
あるという観念を植えつけるようにし
てもらいたい。そのためには、教授等

が地方に行きたがらなければ、待遇等
を考慮してやるようにしたらどうかと
思ふのです。この、東京にある国立諸
大学の地方の国立大学への分散、この
点をまずお尋ねしておきたい。そうい
う考えは実行不可能なものでありま
しょうか、また、こういう計画には興
味がありませんか、あなたと
してはどう考えておられますか、まず
それを伺いたい。

○松村国務大臣 確かにお話しは一つ
の見方であると思ひます。しかしな
がら、大学というものは大体長い沿革
を持つておるわけですから、その
整理はなかなか困難であります。近
来、戦後の大学制度で、ほとんど各
府県に一つずつの総合大学ができて
いるという現状でございます。そこで、
今もなおかつ大学の設置がいろいろ無
制限に拡充せられる形があります。こ
れをどこかで押えさせんとすると
も国力に耐えない状態まで参つてお
るのでございます。それで今のお話し
ですが、東京の設備のある大学を地方
へ分散するといふことは、事実におい
てはなかなか困難で実行はできません
が、御趣旨のようになつておるの
は、今日各府県にある大学の設備をよ
くいたしました。そして、これにうん
と特色を持たしてやりますと、ちよ
うと御趣旨と同じ結果を来すといふこ
とになると考えまして、私もこれは、
現在できておる地方の大学の内容の充
実に力を入れる、こういうことをして
特色を發揮せしめた方がよろしくない
かといふような考えを持ち、その方針
で今後内容の整備充実をはかるように
努力をいたしておるのであります。た

とえば繊維に関する工学は福井県の下
な繊維の盛んなところで特色を持
したものに力を入れますとか、これは
ただ一例で、福井でやるといふ意味で
はございませんが、とにかくさうい
ふに特色を持ち、それが全国的に
ずっと調和を持てるような形に大学を
整理して、そして内容を充実してい
く、今日、今お話しのような御趣旨を貫
徹するのは、まずその方法が一等近
道ではなからうかと考えまして、そ
ういふやり方をいたしたいといふこと
で、大学局あたりの方針も大体さうい
うことで進んでおるわけでございます。

○田原委員 ただいまのお話のよう
な方針も確かに一つのやり方でありま
す。が、これもいかぬとは申しませ
んが、今度父兄の側から見ますと、今
東京に概略十五、六万の学生が居
るのじゃないかと思ふ。この中で東京
都で生まれた者をかりに一割と見ま
しても、十三万くらいは、地方から学
ぶために東京に来て下宿しておる。平
均六千円から一万円の学費を使つて
おるのではないかと思います。従つて
地方の父兄が給料をもらつても、その
うちから六千円なり一万円の金を毎
月東京へ送つておるわけですから、
東京が擁護していることになる。東京
の人口の分散とかいろいろいわれます
が、大学が東京に偏在することが大
きく一つの原因でございまして、今
あなたのおっしゃるような案を進め
るならば、今後原子力の研究である
とか、航空機の研究といふような科
目を新しく作る場合には、まず地方の
国立大学にこれを作る。学校の教育制
度に対する東京の世論は、東京大学を
ラデュエイト・コースにする。大学院
にする。そしてアンダー・グラデュ
エイトの大学本科の教育は地方の大
学にやらしたらどうかという案も出て
おる。これは二年制の短期大学に
ろからんでおるのでありますが、今
あなたの御意見と私どもの希望を合
せましたら、漸次さういふ形にしてい
たならば、大学院でありますと在学
生も少なくて済みません。それから
大学にそれだけ行くことになりま
す。このためには運用面で東京の大
学に、まず地方のへんびな地の大学の
教授を二年くらい、一種の講師の交
流と申しますか、国内派遣と申しま
す。か、さういふことで地方におり
ながら、東京の一流の大学の最新な
接講義を受けられるという便宜もあ
れば、多少は地方に行く人もある。
今は何だか一種の劣等感を持つてお
ります。同じ国立大学でも東大には
かなぬという感じを持つておる。さ
ういふことは、同じ国費を使う場合
はあまりえこひいき過ぎると思ひま
す。この点でも希望を申し上げてお
きます。むしろ就職面等に問題があ
るわけでありまして、従つてこれは
希望として申し上げております。

第二点は学校制度について半年進級
制というものがあります。一年に二回
入学、二回卒業という問題は、かつて
日本において試みたことはありませ
んが、世界各国の大学、高等学校、小
学校はやつておるのであります。九月
から二月までが前半学年、三月から
八月までが後半学年で、同じ科目、
同じ授

の内地留學生の特殊な指導のできる學生課長のようなものを置き、また余餘があれば寄宿舎を作る、もしくはまたその付近の個人のうちに家庭的に勉強させる機会を積極的に作つてもいい。このためには、外務省その他の機關も考えらるるのであります。やけり文部省の中に海外日本人子弟の入学のあつせん、それから保証人になるのか、また途中で學費が切れたならば何とか続けさせるというための親切な機關があつてしかるべきであると思ひます。もし文部省になれば、強力なる民間機關を作ることをあつせんすべきであると思ひますが、こういうことにつきましての從來の文部省の方針を伺ひたいと思ひます。

〔高橋(禎)委員長代理退席、委員長着席〕

○稲田政府委員　ただいまお話の前半の問題でありますが、勤勞青年學徒に対する夜間施設の教育の問題であります。今日の狀況といたしまして、国立大學に付置いたしております夜間の學部がすでに六百學部あります。それから夜間の短期大學がすでに十九學部あるわけであります。

それから第二のお話の留學生の受け入れの問題であります。今日文部省といたしまして力を入れておりますことは、南方諸地域あるいは香港その他の中國關係の留學生を受け入れる問題、それからいま一つは日本人留學生を先方の公費をもって受け入れてくれております歐洲各國の留學生と、交換的に日本に受け入れる問題にこのところ力を入れておるわけであります。これらの宿舎その他非常に経費がかかり、準備を要しますので、なかなか伸びに

うふうに考えております。詳しいことは局長からもお話しいたしましょうが、決して文部省は体育に冷淡ではないのでございます。さよう御了承を願います。

○宮澤委員長　石橋君。

○石橋（政）委員　それで定員法関係

の一部について文部省の方に御質問いたしたいと思ひます。政府委員の方からでけっこうでございます。

昨年のいわゆる定員法の改正によりまして、文部省関係においては――三カ年間にわたつて計画的に整理することになつておつたわけでございます。この年次計画によつて整理される部分につきましては、今回指名退職制度というものが適用されることになつたわけでございますが、文部省関係だけ本年度の被整理者についてこの適用がないのはどういふわけであるか御質問いたします。

○清水説明員 本年六月三十日まで国立学校につきましては六百八十二名が定員法上整理すべきものになつております。ところが幸か不幸か現在の国立学校の現員を見ますと――現員と申しまして五月一日現在でございますが、教官はもちろん事務職員を含めまして千六百三十五人が欠員になつておるわけでございます。それにはもちろん教官の恣意による欠員もございますが、各大学の職員のうち自主的におやめになつた方もあり、あるいは私どもが他に配置転換をいたしました者もありまして、この定員法が出ますときにはすでに欠員があつたのでございまして、これにもし指名退職の人数を入れますと、實際的に見ますと、意味がないのじゃないだろうかというふうに考へます。文部省のその点につきましては、二年度目については指名退職の意味がございせん。しかしながら来年の三月三十一日までに定員法上整理すべき定員は六百八十一名になつてゐるわけでございます。これは今後の自主的な退職もありましようけれど

も、この点につきましては指名退職制度があるわけでございます。以上でございます。

○石橋(政)委員 ちよつとこまかなるのでありますけれども、本年度分、七月三十一日までに一カ月間は余裕があるわけでございますが、この中で国立学校の職員の分として一人適用者があるように見えるのですが、この点はどういふ人であるか、ちよつとお伺いしておきます。

○稲田政府委員 本年の七月における国立学校職員の定員が六万一千四百四十五人であつて、八月一日にそれが六万一千四百四十四人に落ちますのは、一名外務省所管に移すからであります。これは海外の學術関係のアタッシュエといつたような仕事におきまして、學術情報を海外において集める、こういう人の定員を外務省所管に置きますのに照応して、国立学校の方から人を移す、こういうような意味合ひでございます。

○宮澤委員長 ほかに御質疑ございせんか。――なければ、本案に対する質疑はこれをもって終了いたします。

○宮澤委員長 なおこの際お諮りいたします。去る六月三日矢尾喜三郎君が委員を辞任せられました結果、地域給に関する小委員に欠員が生じたので、その補欠選任を行いたいと存じますが、その選任につきましては委員長より指名するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮澤委員長 なければ、さよう決めます。地域給に関する小委員に矢尾喜三郎君を補欠指名いたします。次会は公報をもつてお知らせするこ

ととし、本日はこれにて散会いたします。午後零時三十三分散会

内閣委員会議録第十五号中正誤

頁 四
段 一
行 三
誤 デイモク
ラ ビュー
正 ラティ
ズム

昭和三十年六月十日印刷

昭和三十年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局